

一般財団法人青森県職員厚生会定款

平成25年4月1日施行

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青森県職員厚生会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員である青森県職員等の福利の増進を図ること等により、もって青森県行政の能率的な運営に資するとともに、青森県民の福祉の向上及び地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、この法人の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員である青森県職員等を対象とする共済事業、貸付事業及びその他の福利厚生事業
- (2) 青森県が行う事務事業の受託
- (3) 地域社会の振興に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会で別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の4分の3以上の同意を得、かつ、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、第21条第1項第1号の理事の人数以上10名以内の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。

以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員の過半数は、第36条の会員から選出された者でなければならない。

6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議がされた日の属する年度の末日まで、その効力を有する。
- 11 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- (評議員の任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員の報酬等)
- 第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 理事長及び常務理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名の計3名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(評議員会運営規則)

第20条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員及び事務局

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、税理士又は公認会計士の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、監事については、評議員会において定める役員及び評議員の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給する。

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が議長を代行する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事並びに出席した理事のうちから当該理事会において選出された議事録署名人2名以上が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 会 員

(会員)

第36条 次のいずれかに該当する青森県職員等は、この法人の会員となることができる。ただし、常時勤務を要しない者（第10号に規定する者を除く。）及び1年未満の期間を定めて雇用される者は除くものとする。

- (1) 知事及びその補助機関たる職員
 - (2) 監査委員の事務局の職員
 - (3) 県議会の事務局の職員
 - (4) 選挙管理委員会の事務局の職員
 - (5) 労働委員会の事務局の職員
 - (6) 海区漁業調整委員会の事務局の職員
 - (7) 人事委員会の事務局の職員
 - (8) 地方職員共済組合青森県支部の組合員
 - (9) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により公益法人等へ派遣された職員、同法第10条第1項の規定により退職後引き続き公益法人の役職員となる職員、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第140条第1項の規定による公庫等職員
 - (10) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の規定及び同条の規定に基づく職員の再任用に関する条例（平成12年青森県条例第166号）の規定（以下「条例の規定」という。）並びにこれらに相当する規程等の規定により採用された者、同法28条の5の規定及び条例の規定並びにこれらに相当する規程等の規定により採用された者
 - (11) 前各号に定めるもののほか、県職員の福利厚生を目的とする事業を営む団体の職員及び県の設立に係る公共的機関の職員で理事会において入会を認めた職員
- 2 前項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、青森県又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、青森県において発行する東奥日報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(委任)

第41条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は工藤純一、常務理事は石坂直人とする。
- 4 この法人の第1項の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
工藤純一、阿部善弘、今立郁子、石坂直人、奥田博英、加藤篤、沖沢進、類家正剛、伊藤一雄
- 5 この法人の第1項の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
兼平義弘、柏秀人
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
中村賢、間山縫子、千葉象睦、甲屋文史、三上洋輝、西谷貴志、横山哲、澁谷俊樹、宮古暁、福井一郎

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金（基本金）	青森銀行県庁支店 10,000,000円

令和2年度事業報告及び決算概要

1 会員数

令和2年度末会員数は5,037人で、前年度末より76人の減少となっている。

2年度				元年度			
入会者(A)	退会者(B)	(A) - (B)	年度末会員	入会者(A)	退会者(B)	(A) - (B)	年度末会員
191	267	△ 76	5,037	233	247	△ 14	5,113

2 所属数 176所属

3 役員及び職員の数

区分	人員	内 訳
役員数	22人	理事長1、副理事長2、常務理事1、評議員10、理事6、監事2（外部監事）
職員数	8人	事務長1、書記7

4 事業概要

	2年度(A)		元年度(B)		増減 (A)-(B)		摘 要
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
1. 給付事業	2,922	33,573,581	3,105	34,446,185	△ 183	△ 872,604	8種類
2. 助成事業	3,495	34,808,857	3,645	36,798,175	△ 150	△ 1,989,318	2種類
3. 貸付事業	149	106,376,000	182	129,568,000	△ 33	△ 23,192,000	9種類
4. 福利事業	75	4,036,469	82	9,724,886	△ 7	△ 5,688,417	5種類

5 決算概要

	2年度(A)		元年度(B)		増減 (A)-(B)		摘 要
	金 額		金 額		金 額		
I 資産の部	836,452,555		859,138,066		△ 22,685,511		
1. 流動資産	506,150,553		489,521,064		16,629,489		普通預金、定期預金等
2. 固定資産	330,302,002		369,617,002		△ 39,315,000		基本財産、貸付残高等
II 負債の部	683,362,644		715,233,717		△ 31,871,073		
1. 流動負債	15,847,804		15,978,807		△ 131,003		未払金等
2. 固定負債	667,514,840		699,254,910		△ 31,740,070		積立掛金
III 正味財産の部	153,089,911		143,904,349		9,185,562		
1. 指定正味財産					0		
2. 一般正味財産	153,089,911		143,904,349		9,185,562		

貸借対照表

法人全体

一般財団法人 青森県職員厚生会

令和 3年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	445,498,835	428,767,998	16,730,837
定期預金	60,418,952	60,416,371	2,581
前払費用	231,750	334,650	△102,900
未収収益	1,016	2,045	△1,029
流動資産合計	506,150,553	489,521,064	16,629,489
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金青森銀行県庁支店(基本財産)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) その他固定資産			
結婚準備金	940,000	1,430,000	△490,000
住宅資金	5,898,000	8,946,000	△3,048,000
特別生活資金	4,400,000	4,300,000	100,000
生活資金	254,950,000	283,859,000	△28,909,000
家族結婚資金	2,600,000	5,799,000	△3,199,000
海外旅行貸付金	450,000	910,000	△460,000
教育資金	39,708,000	40,979,000	△1,271,000
学資資金	10,580,000	12,981,000	△2,401,000
通勤定期券購入資金	776,000	413,000	363,000
器具及び備品	198,720	198,720	0
器具及び備品減価償却累計額	△198,718	△198,718	0
その他固定資産合計	320,302,002	359,617,002	△39,315,000
固定資産合計	330,302,002	369,617,002	△39,315,000
資産合計	836,452,555	859,138,066	△22,685,511
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	558,728	552,562	6,166
未払金	15,289,076	15,426,245	△137,169
流動負債合計	15,847,804	15,978,807	△131,003
2. 固定負債			
積立掛金	667,514,840	699,254,910	△31,740,070
固定負債合計	667,514,840	699,254,910	△31,740,070
負債合計	683,362,644	715,233,717	△31,871,073
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	153,089,911	143,904,349	9,185,562
負債及び正味財産合計	836,452,555	859,138,066	△22,685,511

科 目	実施事業等 会計	その他会計	法人会計	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
普通預金	0	445,242,091	256,744	445,498,835
定期預金	0	60,418,952	0	60,418,952
前払費用	0	0	231,750	231,750
未収収益	0	1,016	0	1,016
会計間勘定(借)	0	0	0	0
流動資産合計	0	505,662,059	488,494	506,150,553
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産引当資産	0	0	0	0
定期預金青森銀行県庁支店(基本財産)	0	10,000,000	0	10,000,000
基本財産合計	0	10,000,000	0	10,000,000
(2) その他固定資産				
結婚準備金	0	940,000	0	940,000
住宅資金	0	5,898,000	0	5,898,000
特別生活資金	0	4,400,000	0	4,400,000
生活資金	0	254,950,000	0	254,950,000
家族結婚資金	0	2,600,000	0	2,600,000
海外旅行貸付金	0	450,000	0	450,000
教育資金	0	39,708,000	0	39,708,000
学資資金	0	10,580,000	0	10,580,000
通勤定期券購入資金	0	776,000	0	776,000
器具及び備品	0	198,720	0	198,720
器具及び備品減価償却累計額	0	△198,718	0	△198,718
会計間勘定(借)	0	0	0	0
その他固定資産合計	0	320,302,002	0	320,302,002
固定資産合計	0	330,302,002	0	330,302,002
資産合計	0	835,964,061	488,494	836,452,555
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払費用	0	301,984	256,744	558,728
未払金	0	15,289,076	0	15,289,076
会計間勘定(貸)	0	0	0	0
流動負債合計	0	15,591,060	256,744	15,847,804
2. 固定負債				
積立掛金	0	667,514,840	0	667,514,840
固定負債合計	0	667,514,840	0	667,514,840
負債合計	0	683,105,900	256,744	683,362,644
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産				
一般正味財産合計	0	152,858,161	231,750	153,089,911
(うち基本財産への充当額)	(0)	(10,000,000)	(0)	(10,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	0	152,858,161	231,750	153,089,911
負債及び正味財産合計	0	835,964,061	488,494	836,452,555

正味財産増減計算書

法人全体

一般財団法人 青森県職員厚生会

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[7,513]	[8,547]	[△ 1,034]
基本財産受取利息	7,513	8,547	△ 1,034
受取会費	[82,768,580]	[83,780,700]	[△ 1,012,120]
掛捨て掛金	82,768,580	83,780,700	△ 1,012,120
貸付事業収益	[4,186,576]	[4,550,207]	[△ 363,631]
受取手数料	4,186,576	4,550,207	△ 363,631
雑収益	[0]	[2,360]	[△ 2,360]
雑収益	0	2,360	△ 2,360
経常収益計	86,962,669	88,341,814	△ 1,379,145
(2) 経常費用			
事業費	[76,091,035]	[84,846,554]	[△ 8,755,519]
給付事業	33,573,581	34,446,185	△ 872,604
助成事業	34,808,857	36,798,175	△ 1,989,318
福利事業	4,036,469	9,724,886	△ 5,688,417
減価償却費	0	23,804	△ 23,804
保険料	3,238,961	3,121,472	117,489
委託費	433,167	732,032	△ 298,865
管理費	[1,686,072]	[2,179,972]	[△ 493,900]
報酬	450,000	500,000	△ 50,000
旅費	0	50,240	△ 50,240
事務費	171,844	532,854	△ 361,010
賃借料	421,128	426,438	△ 5,310
保険料	300,000	300,000	0
公租公課	53,800	52,400	1,400
支払負担金	69,300	98,040	△ 28,740
委託費	220,000	220,000	0
経常費用計	77,777,107	87,026,526	△ 9,249,419
当期経常増減額	9,185,562	1,315,288	7,870,274
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
除却損失	[0]	[2]	[△ 2]
器具及び備品除却損	0	2	△ 2
経常外費用計	0	2	△ 2
当期経常外増減額	0	△ 2	2
当期一般正味財産増減額	9,185,562	1,315,286	7,870,276
一般正味財産期首残高	143,904,349	142,589,063	1,315,286
一般正味財産期末残高	153,089,911	143,904,349	9,185,562
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	153,089,911	143,904,349	9,185,562

一般財団法人 青森県職員厚生会 正味財産増減計算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等 会計	その他会計	法人会計	合 計
	継1	他1		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	[0]	[7,513]	[0]	[7,513]
基本財産受取利息	0	7,513	0	7,513
受取会費	[0]	[82,768,580]	[0]	[82,768,580]
掛捨て掛金	0	82,768,580	0	82,768,580
貸付事業収益	[0]	[4,186,576]	[0]	[4,186,576]
受取手数料	0	4,186,576	0	4,186,576
経常収益計	0	86,962,669	0	86,962,669
(2) 経常費用	0			
事業費	[0]	[76,091,035]	[0]	[76,091,035]
給付事業	0	33,573,581	0	33,573,581
助成事業	0	34,808,857	0	34,808,857
福利事業	0	4,036,469	0	4,036,469
保険料	0	3,238,961	0	3,238,961
委託費	0	433,167	0	433,167
管理費	[0]	[0]	[1,686,072]	[1,686,072]
報酬	0	0	450,000	450,000
事務費	0	0	171,844	171,844
賃借料	0	0	421,128	421,128
保険料	0	0	300,000	300,000
公租公課	0	0	53,800	53,800
支払負担金	0	0	69,300	69,300
委託費	0	0	220,000	220,000
経常費用計	0	76,091,035	1,686,072	77,777,107
当期経常増減額	0	10,871,634	△1,686,072	9,185,562
2. 経常外増減の部	0			
(1) 経常外収益	0			
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0			
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	10,871,634	△1,686,072	9,185,562
他会計振替額	0	△1,583,172	1,583,172	0
当期一般正味財産増減額	0	9,288,462	△102,900	9,185,562
一般正味財産期首残高	0	143,569,699	334,650	143,904,349
一般正味財産期末残高	0	152,858,161	231,750	153,089,911
II 指定正味財産増減の部	0			
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	152,858,161	231,750	153,089,911

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に対する注記

無し

2. 重大な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

無し

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

無し

(3) 固定資産の減価償却の方法

定率償還

(4) 引当金の計上基準

無し

(5) 消費税等の会計処理

無し

3. 会計方針の変更

無し

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	10,000,000	0
合計	10,000,000	0	10,000,000	0

6. 担保に供している資産

無し

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	99,360	99,359	1
器具及び備品	99,360	99,359	1
合計	198,720	198,718	2

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計			

9. 保証債務等の偶発債務
無し

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
合計						

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
合計				

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内容	金額
合計	

14. 関連当事者との取引の内容

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期首残高 (単位：円)
						役員の兼務等	事業上の関係				

15. 重要な後発事象
無し

16. その他
無し

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
	基本財産計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産		0	0	0	0
	特定資産計	0	0	0	0

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	0	0	0	0	0

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	当座預金	青森銀行県庁支店 No.3460	現金支払時口座	0
	普通預金	青森銀行県庁支店 No.34086	運転資金	262,289,094
		青森銀行県庁支店 No.3011754	運転資金	3,181,324
		みちのく銀行青森支店 No.9751785	運転資金	40,001,014
		東北労働金庫青森支店 No.4267947	運転資金	13,394
		青森県信用組合中央支店 No.4562401	運転資金	140,014,009
	定期預金	青森銀行県庁支店 No.3018795	運転資金	10,137,521
		青森銀行県庁支店 No.3019309	運転資金	10,134,453
		みちのく銀行青森支店 No.4770526	運転資金	10,000,000
		みちのく銀行青森支店 No.4773027	運転資金	10,146,978
		東北労働金庫青森支店 No.7681280	運転資金	10,000,000
		青森県信用組合中央支店 No.464875	運転資金	10,000,000
	前払費用	令和3年度役員賠償責任保険料	保険料	197,100
		令和3年度全国公益法人協会上半期分会費	負担金	34,650
	未収収益	定期預金未収利息	年度末時点における定期預金の未収利息	1,016
流動資産合計				506,150,553
(固定資産)				
	基本財産	青森銀行県庁支店 No.3035076	基本財産	10,000,000
	結婚準備金	会員貸付残高		940,000
	住宅資金	会員貸付残高		5,898,000
	特別生活資金	会員貸付残高		4,400,000
	生活資金	会員貸付残高		254,950,000
	家族結婚資金	会員貸付残高		2,600,000
	海外旅行貸付金	会員貸付残高		450,000
	教育資金	会員貸付残高		39,708,000
	学資資金	会員貸付残高		10,580,000
	通勤定期券購入資金	会員貸付残高		776,000
	器具及び備品			198,720
	減価償却累計額			△ 198,718
固定資産合計				330,302,002
資産合計				836,452,555
(流動負債)				
	未払費用 未払金	3月分貸付保険料等		558,728
		2.3月分カフェテリア助成金等		15,289,076
流動負債合計				15,847,804
(固定負債)				
	積立掛金			667,514,840
固定負債合計				667,514,840
負債合計				683,362,644
正味財産				153,089,911